

記事解説

令和元年 8 月 6 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
幌延深地層研究センター

件名：「幌延深地層研 期間延長は約束違反だ」

令和元年 8 月 4 日（日）北海道新聞 社説

記事概要

- 日本原子力研究開発機構は、幌延深地層研究センターで行っている高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の地層処分研究に関する新たな計画案を道と幌延町に提出した。
- 当初計画で「20 年程度」としていた研究期間を延長する方針を盛り込んだ。これは重大な約束違反である。
- 新たな計画案では研究がいつ終了し、埋め戻すかが明確になっていない。なし崩しで施設を使い続けるのは、将来的に幌延を核のごみの最終処分地にするつもりではないかとの疑念がわく。
- 約束通りなら、21 年ごろに終了するはずだったが、提出された計画案は従来の研究課題に引き続き取り組む意向を表明し、3 者協定を事実上ほごにした。
- 計画案を見ると、研究期間が 9 年ほど延長になると読み取れるが、具体的な年次は記されていない。研究内容も期間を延ばしてまで行う根拠は希薄だ。
- 埋め戻しの時期に至っては「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば」と条件付きで、さらに先延ばしにする姿勢が透けて見える。
- 北海道には、核のごみの持ち込みは「受け入れ難い」と宣言した都道府県で唯一の条例がある。この原則をいま一度確認し、深地層研の動向を厳しく監視していく必要がある。

解説

- 平成 10 年 12 月に、北海道及び幌延町に申し入れた「[深地層研究所（仮称）計画](#)」（平成 10 年 10 月）（以下「当初計画」という。）に「全体の期間は 20 年程度を考えています」と記載しています。
平成 12 年 11 月に、北海道、幌延町及び原子力機構の 3 者間で「[幌延町における深地層の研究に関する協定書](#)」（以下「3 者協定」という。）を締結させて頂いており、当初計画の取り扱い等について定めています。今般、これまでの研究の成果や国内外の状況を踏まえて検討した結果、さらなる研究が必要となり、当初計画で示していた 20 年程度を超えることとなったため、3 者

協定第7条に基づいて、計画の内容の変更について協議の申し入れを行ったところでは、

- 3者協定第5条には、研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場としない旨が規定されており、幌延深地層研究センターが将来的にも最終処分地になることはありません。なお、処分事業は処分場の選定も含め、原子力発電環境整備機構（NUMO）が行うものです。
- 原子力機構は、今後もこれまでと同様に3者協定を遵守してまいります。

※「幌延町における深地層の研究に関する協定書」第7条

（原子力機構）は、計画の内容を変更する場合には、事前に（北海道）及び（幌延町）と協議するものとする。

※「幌延町における深地層の研究に関する協定書」第5条

（原子力機構）は、当該研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場とせず、幌延町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を将来とも設置しない。

以上

○リンク先

[「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の自治体への提出について」](#)

[※令和元年8月2日プレス発表](#)

https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/press/31/press_0802.html

[「深地層研究所（仮称）計画」](#)

<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/disclosure/pdf/horonobekeikaku.pdf>

[「幌延町における深地層の研究に関する協定書」](#)

<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/disclosure/pdf/121116kyouteisyo.pdf>